

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
地区社会福祉協議会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に、地域の住民が相互協力して地域の社会福祉の増進を図るとともに、市社協の事業に協力することを目的とし、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の設置について定める。

(設置)

第2条 地区社協は、別表に定める12地区をもって設置する。

(事業)

第3条 地区社協は、概ね次の事業を行う。

- (1) 地域福祉のための啓発宣伝並びに調査研究
- (2) 高齢者並びに障害者福祉のための活動
- (3) 青少年、児童福祉のための活動
- (4) ボランティア活動の促進
- (5) 地域福祉にかかわる文化事業及びレクリエーション活動
- (6) 会員加入の活動
- (7) その他必要な事業

(会員)

第4条 地区社協は、次の各号の一つに該当したものを会員として組織する。

- (1) 地区内の居住者
- (2) 地区内の社会福祉事業団体及び施設の代表者
- (3) 社会福祉に関心が深く、地区社協事業に賛同するもの

(役員等)

第5条 地区社協の円滑な運営を図るため、理事、監事及び評議員を置く。

2 理事の中から、会長、副会長、事務局長（書記、会計）、部会長その他必要な役員を置くことができる。

(運営経費)

第6条 地区社協の運営に要する経費は、次に掲げる収入金を持って充てる。

- (1) 事務補助金
- (2) 市社協会費還元金
- (3) 福祉バザー配分金
- (4) 事業補助金
- (5) 寄附金
- (6) その他の収入

(地区規約)

第7条 地区社協は、設置及び運営について規約を制定するものとする。

(報告)

第8条 地区社協は、年度活動計画、収支予算書及び年間活動実績、収支決算書を總會終了後、市社協会長に報告するものとする。

(地区社協活動推進連絡会)

第9条 地区社協相互の連絡及び必要な事項を協議するため、必要に応じ地区社協活動推進連絡会（以下「地区社協連絡会」という。）を設置する。

2 地区社協連絡会は、市社協会長が招集し、その議長となる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 8 年 1 2 月 1 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表

地 区
東金第 1 地区
東金第 2 地区
田間地区
嶺南地区
城西地区
公平地区
丘山地区
大和地区
正気地区
豊成地区
福岡地区
源地区